

見直しの流れ(イメージ)



市では、63事業を検証対象とし、市ホームページ等で事業ごとに見直しの考えを公

検証対象事業の基準は

が納める市税等で賄っています。

対象は市単独事業

市単独事業とは、各自治体がそれぞれの特色を出しながら国の制度の補完や、地域の実情に応じて市民サービスをより良くするために、市単独の財源で行っている事業です。



「行革」で変わる船橋の未来 vol.4
事業の見直し

市では令和元年・2年度の2年間を行革(行財政改革)の集中取組期間としています。今号では取り組みの柱の1つである「事業の見直し」についてお知らせします。

閩行政経営課 ☎ 436・2462

表しています。検証対象として抽出したものは左記に該当する事業です。

■検証対象事業

- ①他市と比較して突出している事業
 - ②複数の所管で類似・重複している事業
 - ③国または県の制度と類似・重複している事業
 - ④イベント・啓発に関する事業
 - ⑤受益者負担額の検証が必要な事業
 - ⑥その他検証が必要な事業
- ※事業の詳細は市ホームページのほか、各出張所等でご覧いただけます

どんな視点で見直しするの?

見直しの対象とした事業の中には、事業開始時点から社会情勢に変化があったにもかかわらず、現在も当時と同様に事業を実施しているものがあります。そこで、当初の目的を果たしており、現在ではその効果が薄れていないかなどの検証や、他市との比較などを踏まえて見直しを実施していきます。

10月をめどに方針の決定

市では、現在実施しているパブリックコメントとウェブアンケート(下記事参照)で市民の皆さんの意見を聞いた後、10月ごろまでに「廃止」「内容の見直しや統合」「現状維持」などの方針を決定していきます。

パブリックコメント ウェブアンケート 実施中 閩行政経営課 ☎ 436-2462

あなたの意見が船橋の未来をつくります

事業や施設の管理運営の点検・評価を行い、見直しに関する市の考えをまとめました。考えに対し自由に意見が書ける「パブリックコメント」と、項目ごとに意見を選ぶ「ウェブアンケート」を行っています。ぜひ皆さんの意見をお聞かせください。

〈期間〉9月18日(水)まで 〈対象〉市内在住・在勤・在学の人、市内で事業を営むなど市に關係する人

▶パブリックコメント

〈閲覧場所〉行政経営課、市役所11階行政資料室、船橋駅前総合窓口センター(フェ

イス5階)、各出張所・公民館、市ホームページ 〈提出方法〉意見・住所・氏名(団体の場合は所在地・団体名)を書いて、行政経営課(〒273-8501 ※住所不要 Eメール gyoseikeiei@city.funabashi.lg.jp FAX 436-2156)へ

■いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は、後日公表します。

▶ウェブアンケート

〈回答方法〉市ホームページから回答



▲コードを読み取ることでも回答できます

見直しで新たな使い道へ

事業を見直すことで生まれた財源は、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するための事業に使うことができます。

6つの柱で行革に取り組みます

- 業務改善
- 民間活力の活用 7/1号
- 事業の見直し
- 公共工事の見直し
- 使用料等の見直し 8/1号
- 歳入の確保

次回(広報ふなばし10月1日号)は、8月に開催した「行革シンポジウム」をお知らせします

事業ごとに見直し時期は変わりますが、早いものは2年度から見直します。

災害時 帰宅困難者にならないために むやみに移動せず安全確保を

閩危機管理課 ☎ 436-2032

災害時、皆さんが一齐に徒歩帰宅を始めると、火災や落下物等による負傷の危険があり、救助・救急活動の妨げにもなります。交通情報や被害情報を入手し、職場等の安全な場所に留まるなど、むやみに移動せず落ち着いた行動をお願いします。

日頃から準備しておくこと

- やむを得ず徒歩帰宅するときのために、帰宅経路を複数確認
- 家族などと安否確認の方法

や集合場所を話し合う
□職場などにスニーカー、地図、懐中電灯、防寒着、飲料水、食料等を用意
□災害時帰宅支援ステーション(下ステッカー)になっている帰宅経路のコンビニやガソリンスタンドなどを確認



不妊治療助成制度をご存じですか

閩各保健センター 中央 ☎ 423-2111 東部 ☎ 466-1383 北部 ☎ 449-7600 西部 ☎ 047-302-2626

市では、不妊に悩む人を支援するため「一般不妊治療」と「特定不妊治療」にかかる治療費等を助成しています。

	一般不妊治療	特定不妊治療
助成内容	タイミング療法、人工授精、薬物療法等の男性不妊を含む一般不妊検査・治療・調剤	医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精および顕微授精)、特定不妊治療に至る過程で行われた男性不妊治療
助成金額	1回の申請につき、自己負担額合計の2分の1(上限5万円)	1回の治療につき上限7万5000円もしくは上限15万円(治療内容によっては初回助成のみ30万円まで)。男性不妊治療は上限15万円(初回助成のみ30万円まで。ただし、平成31年4月1日以降に治療を開始したものに限り)
年齢・回数等	治療開始日の妻の年齢が43歳未満で最長1年間までを1回とし、通算2回	今回の治療開始日の妻の年齢が43歳未満で、初回助成の治療開始日の妻の年齢が○40歳未満⇒通算6回 ○40歳以上43歳未満⇒通算3回
申請期限	治療期間の最終日の1年後(消印有効)	2年3月31日(消印有効)
申請方法	申請書と必要書類を、各保健センター、船橋駅前総合窓口センターへ持参するか、郵送で保健所地域保健課(〒273-8506 ※住所不要)へ ※申請に必要な書類は各申請窓口で配布するほか、市ホームページからも取り出せます	

▶助成制度には所得制限など対象要件があります。詳しくは各保健センターへ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

平和写真展を市内5カ所出張開催

市が所有する広島・長崎の原爆写真パネルを展示します。☎9月14日(土)～25日(水)午前9時～午後9時30分 ※(例を除く。三田公民館のみ24日(火)まで) 閩海神・三田・西部・三咲・新高根公民館 閩総務課 ☎ 436-2122